

2008年5月13日

クラス3(P&I)メンバー各位
クラス6(FD&D)メンバー各位

バンカー条約の発効 — 証書取得要件およびブルー・カード発行と締約国の証書発給 (Entry into force of the Bunkers Convention – certification requirements and issuance of Blue Cards and State certificates)

2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(「バンカー条約」)は、所定の数を満たす諸国の批准と、一定の合計総トン数に達したことにより、2008年11月21日に締約国で発効する。

証書の取得

同条約は、燃料油流出による油汚染損害の被害者保護のための責任・補償・強制保険制度を定めている。条約は、締約国の領海を含む領土内および排他的経済水域内で起こる汚染損害(損害防止措置の費用を含む)に対する補償金支払責任を船主(登録船主・裸用船者・船舶管理者・船舶運航者を含む)に負わしめるものだ。

船種を問わず1,000総トンを超え、締約国に登録されるか締約国領土内の諸港を往来する航洋船および海上輸送用小型船舶の登録船主は、条約の要件を満たす保険を保持し、同保険が有効であることを証明する証書を締約国から取得する必要がある。締約国の発給する証書は、これを常に本船に備え置かなければならない。

この制度は、「民事責任条約」(CLC)のもとで石油タンカーに適用すべく制定された責任・強制保険制度を踏襲するものだ。

証明の提供と、証書にもとづく責任のプール再保険

各クラブ理事会での検討を受け、国際グループ所属各クラブは2008年8月以降、締約国による証書発給を可能ならしめるため、「バンカー条約ブルー・カード」を発行することに合意している。各クラブは現在、P&I戦争保険の基本担保を各船主に提供していない。それにもかかわらず各クラブはさらに、除外責任をも含め、発給された証書のもとで生じるすべての責任を、証書に定めた責任金額を限度としてプール再保険の対象とすべきことに合意している。証書のもとで生じる責任以外については、通常通りの除外規定が引き続き適用される。条約は、証書の責任限度額が1976年海事債権責任制限条約(LLMC)改正議定書に従って算出される金額を超えぬこと、また戦争行為(ただし戦争の定義にテロ行為は含まれない)に対する責任、および偏に第三者の意図的行為を原因とする損害に対する責任、を共に除外している。

クラブのブルー・カード発行は、証書のもとでのクラブによる支払いが戦争危険に関するものである場合につき、メンバーが以下に同意することを条件とする。すなわちメンバーは、同支払いが自らのP&I戦争危険保険契約のもとで回収できる金額であればそれを、あるいは自らが標準的P&I戦争危険保険契約を締結し、その諸条件に従っていれば回収できたであろう金額をクラブに補償し、さらに同保険契約上の、および第三者に対するメンバーの権利をすべてクラブに譲渡すべきこと、である。メンバーは、ブルー・カードをクラブに要求することにより上記条件に同意したものとされる。

従ってブルー・カードの発行をお求めになるメンバー各位には、P&I責任につき別途(適正船体価額に等しい)限度額を定めた標準的な条件によるP&I戦争危険の保険担保を有していることをご確認いただく必要がある。

締約国による証書発給

国際グループは2月、国際油濁補償(IOPC)基金の実行委員会に文書を提出し、発給すべき証書がぼう大な数にのぼることから、各締約国の事務管理態勢を整える必要があると指摘した。

必要な保険担保の有効性を証明する締約国発給の証書については、締約国に登録された船舶は同登録国から証書を取得すればよい。同証書は締約国のいかなる港やターミナルにおいても保険の証拠としての扱いを受けることになる。

締約国以外の国に登録された船舶は、いずれかの締約国から証書を取得する必要がある。理想を言えば、締約国の港やターミナルに入る場合は同締約国の発給機関から証書を取得すべきだ。あるいはそれが不可能であれば、その他の締約国の証書発給機関から取得すればよい。国際グループ事務局は現在、複数の締約国当局に接触し、自国登録船以外の各船に対する証書発給の用意の有無を確認中であり、この点については追ってご報告申し上げる。

各締約国に対しては、国際グループのクラブの間では電子書式のブルー・カードを発行する事例が増えていることを伝えた。「電子ブルー・カード」は、証書発給にあたる締約国当局に対し、メンバーがそれを電子書式で送付することを可能ならしめるものだ。当局がそれに応じられずブルー・カードのハード・コピー(紙版)を求める場合、クラブは必要に応じて後者を発行することができる。

ハンカー条約締約国(2008年4月現在)

バハマ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エストニア、ドイツ、ギリシア、ジャマイカ、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ルクセンブルク、ノルウェー、ポーランド、サモア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スペイン、トンガ、イギリス (21か国)

以上

同様のサーキュラーがP&I国際グループの他クラブからも発行される。